

ラムサール条約第13回締約国会議（COP13）の主な決議の概要

決議案番号	決議タイトル	概要
決議 XIII. 1	世界湿地の日に関する決議	ラムサール条約事務局では、条約が採択された2月2日を「世界湿地の日」と定めている。この日を国連が定める記念日として宣言するよう国連に求め、締約国や国際機関に対し、世界湿地の日に関する協力情報交換の促進を要請。
決議 XIII. 2	財政及び予算関連事項に関する決議	財政小委員会への参加資格を、常設委員以外の、主要ドナー国を含む財政事項に関心を有する国々にも広げるとともに、各国の分担金が国連新分担率に準拠することを決定。また、分担金を滞納する国が増えていることから、ラムサール条約事務局に、適切な滞納削減策の特定や、財政・人事規則等の明確化を要請。
決議 XIII. 3	条約実施の構造に関する決議	COP14での検討に向けて、条約実施に関する現状分析・評価を実施することが合意され、その作業を進めるための作業部会が設置された。この作業部会に対して、COPは、独立したコンサルタントの支援を得て、条約の効率と効果の向上に向けたガバナンス構造の改革について勧告するよう要請。また、役割を終えた既存の作業部会を廃止することを決定。
決議 XIII. 4	常設委員会の役割、責任及び構成、並びに地域区分に関する決議	常設委員会の役割、条約下の地域分類、地域別の委員数などの規定が記載されており、今回の議論で、常設委員会の議長、副議長、及び財政小委員会の議長で構成される「エグゼクティブ・チーム」の委任事項や過去の決議の整理について、次回第57回常設委員会において明確化することが盛り込まれた。

決議 XIII. 10	国際的に重要な湿地の登録簿の現況に関する決議	国際的に重要な湿地の登録簿に掲載されている湿地については、その登録票を6年ごとに更新することとなっているが、更新が滞っている湿地について、更新を行うことを締約国に対して要請。
決議 XIII. 14	沿岸のブルーカーボン生態系の保全、再生及び持続可能な管理に関する決議	沿岸のブルーカーボン生態系について認識し、その価値に関する認知を高め、持続可能な開発と気候変動の緩和への適応のための行動を推進することを奨励。
決議 XIII. 16	持続可能な都市化、気候変動と湿地に関する決議	気候変動から大きな影響を受ける都市化が進んだ区域の湿地の保全について、締約国に対し、気候変動、汚染、生態系の分断などによる湿地への負の影響を防止することを奨励。特に、国際連携、技術支援、能力開発を行うことを促す。
決議 XIII. 19	湿地における持続可能な農業に関する決議	締約国に対し、湿地保全を促進する持続可能な農業を実践し、伝統的かつ革新的な湿地及びその生物多様性の利用を支援することを奨励。また、農業と湿地の共生は、食料をはじめ様々な便益を人間にもたらしてくれることについて広く啓発することを奨励。
決議 XIII. 20	潮間帯及び生態学的に関連する生息環境の保全とワイズユースの促進に関する決議	締約国に対し、潮間帯湿地と生態学的に関連する生息地をラムサール条約湿地として登録することを奨励。また、その特定の為に必要な渡り鳥の個体数推定値を改善するための取組や協力を推進することを招請。
決議 XIII. 24	ラムサール条約におけるウミガメの保護及び産卵地等の管理体制に関する決議	ウミガメの繁殖、採餌、生育場等を有する締約国に対し、ウミガメの分布や生息数等を把握するために正確なモニタリングを奨励し、ウミガメの生息区域の保護管理を強化し、適切な保護措置を講じることを奨励。